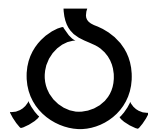


毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

### 規則

○福島県産業支援館条例施行規則の一部を改正する規則  
告示

○青少年に有益な書籍として推奨する件

○青少年に有害な図書類として指定する件

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件

○道路の区域を変更する件

○都市計画を変更した件

○東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更した件三件

○東日本大震災復興特別区域法により都市計画を決定した件四件

○土地区画整理法により換地処分をした旨届出があった件

### 公告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

福島県選挙管理委員会

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件

福島県収用委員会

○土地収用法により土地の収用について採決手続の開始を決定した件

## 規則

福島県産業支援館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第七十四号

#### 福島県産業支援館条例施行規則の一部を改正する規則

福島県産業支援館条例施行規則（平成十五年福島県規則第五十八号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「様式第五号」を「様式第六号」を指定管理者を経由して」に改め、同条第三項中「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

（使用料の免除の手続）

第十五条 条例第九条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、第五条第一項の中小企業振興館使用承認申請書の提出の際又は第九条第一項の中小企業振興館使用変更承認申請書の提出の際併せて中小企業振興館使用料免除申請書（様式第五号）を指定管理者を経由して知事に提出しなければならない。

様式第六号中「密15密15」を「密16密16」に改め、同様式を様式第七号とする。

様式第五号中「密15密15」を「密16密16」に改め、同様式を様式第六号とする。

様式第四号の次に次の一様式を加える。

様式第5号 (第15条関係)

※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※承認番号	第 号
--------	-------	-------	-----	-------	-----

中小企業振興館使用料免除申請書

年 月 日

福島県知事

申請者

住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者の氏名  
(電話番号)

印

次のとおり中小企業振興館の使用料の免除を申請します。

催しの名称				
使用の目的 (催しの内容)	目的 営利行為の有無 有・無			
使用する施設及び使用期間	使用する施設・設備名	使用期間		
		年 月 日	時から	
		年 月 日	時まで	
		年 月 日	時から	
		年 月 日	時まで	
附属設備の使用の有無	有・無			
使用料				
免除を申請する理由				

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県産業支援館条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）第十四条第一項の規定により施設使用料を納入している者であつて、この規則の施行の日以後に当該施設使用料に係る施設の使用を開始するものは、改正後の福島県産業支援館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第十五条の規定にかかわらず、第五条第一項の中小企業振興館使用承認申請書の提出後においても、当該施設使用料の免除を申請することができる。
- 3 前項の規定による免除の申請に係る施設使用料を免除した場合は、改正後の規則第十六条第一項の規定にかかわらず、条例第十条ただし書の規則で定める場合とする。この場合において、返還する使用料の額は、当該施設使用料の全額とする。
- 4 この規則の施行の際現に提出されている改正前の規則様式第五号による中小企業振興館使用料返還申請書は、改正後の規則様式第六号による中小企業振興館使用料返還申請書とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第五号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（経営金融課）

告 示

福島県告示第五百七十二号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
一一一	新島八重	鶴賀イチ・文 紺野ヒデヒロ・画 （歴史春秋出版社）	推奨対象 小学 生 中学年・高学 年
一一二	94歳から10代のあなた へ伝えたい大切なこと	吉沢久子（株式会社 海竜社）	推奨対象 小学 生 高学年、中学 生、高校生、青 年及び一般
一一三	東京スカイツリーの秘密	瀧井宏臣（株式会社 講談社）	推奨対象 小学 生 高学年、中学 生、高校生、青 年

福島県告示第五百七十三号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。

平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤 雄平

（青少年・男女共生課）

年及び一般

指定番号	種 類	名 称 等	発 行 者	指 定 理 由
六五四八	雑 誌	快樂マガジン 12月号 増刊 熟年婦人の性 告白 VOL9 （02328-12）	株式会社サンデー 社	著しく青少年の 性的感情を刺激 し、その健全な 育成を阻害する おそれがある。
六五四九	雑 誌	黄金のGT 2012 12月号 決定版!! （12259-12）	株式会社晋遊社	
六五五〇	雑 誌	EX MAX 2012 12月号 （02091-12）	株式会社ぶんか 社	
六五五一	コミッ ク	月刊マガジン ビーボー イ BE×BOY 11 月号 （18355-11）	リブレ出版株式 会社	
六五五二	雑 誌	チャンプロード 20 12年12月号 （06231-12）	株式会社笠倉出 版社	著しく青少年の 粗暴性又は残虐 性を助長し、そ の健全な育成を 阻害するおそれ がある。
六五五三	コミッ ク	月刊まんがグリム童話 2012 12月号 （08305-12）	株式会社ぶんか 社	
六五五四	コミッ ク	ご家族トラブルVOL 36 なぜ姑を殺した くなるのか? （04176-12）	株式会社宙（お おぞら）出版	

福島県告示第五百七十四号

(青少年・男女共生課)

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十四年十一月三十日から同年十二月三十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ喜多方店 福島県喜多方市関柴町西勝字清水尻四百八十番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十四年十一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
県道飯野三春石川線	本宮市稲沢字平田石一六五番一地从先から	変更前	一〇・〇)	一三五・〇
	同 市稲沢字平田石五五番二八地先まで	変更後	二八・〇	一三〇・〇
	本宮市稲沢字平田石一六五番一地从先から	変更後	一一・〇)	一三五・〇
	同 市稲沢字平田石五五番二八地先まで		一三〇・〇	

(道路計画課)

福島県告示第五百七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、会津都市計画道路を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 新たに都市計画に含まれた土地の区域  
会津若松市のうち神指町大字中四合字小見前、神指町大字中四合字西城戸西、神指町大字中四合字寺西、神指町大字中四合字町道下、神指町大字中四合字天満、神指町大字中四合字天満北、神指町西城戸、神指町大字高瀬字高瀬、神指町大字高瀬字中川原、神指町大字高瀬字滑田及び神指町高瀬新田の各一部の区域
- 二 都市計画から除外された土地の区域  
会津若松市のうち神指町大字中四合字小見前、神指町大字中四合字西城戸西、神指町大字中四合字寺西、神指町大字中四合字町道下、神指町大字中四合字若宮、神指町小見、神指町西城戸、神指町大字高瀬字五百地、神指町大字高瀬字大田、神指町大字高瀬字高瀬及び神指町大字高瀬字滑田の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第五百七十七号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第九項の規定により、相馬都市計画の変更に係る相馬都市計画に定めるべき事項が記載された相馬市復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 変更がされた都市計画の種類及び名称  
1 種類 相馬都市計画緑地  
2 名称 三号原釜尾浜防災緑地
- 二 新たに都市計画に含まれた土地の区域  
相馬市のうち原釜字北谷地、原釜字仲田、原釜字沼尻、原釜字大津、尾浜字須賀畑、尾浜字北ノ入、尾浜字寺前及び尾浜字二合田の各一部の区域
- 三 縦覧に供する図書  
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所  
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

福島県告示第五百七十八号

(都市計画課)

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第九項の規定により、いわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項が記載されたいわき市復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 変更がされた都市計画の種類及び名称

1 種類 いわき都市計画緑地

2 名称 七号久之浜防災緑地

九号豊間防災緑地

二 新たに都市計画に含まれた土地の区域

いわき市のうち久之浜町久之浜字代ノ下、久之浜町久之浜字後三松、久之浜町久之浜字東三松、久之浜町久之浜字前三松、久之浜町久之浜字新地、久之浜町久之浜字堀ノ内、久之浜町久之浜字西町尻、久之浜町久之浜字東町尻、久之浜町久之浜字町後、久之浜町久之浜字東町、久之浜町久之浜字北町、久之浜町久之浜字中町、久之浜町久之浜字須賀、久之浜町久之浜字南町、久之浜町久之浜字中浜、平豊間字塩屋町、平豊間字八幡町、平豊間字柳町、平豊間字塩場、平豊間字下町、平豊間字下ノ内、平豊間字兔渡路及び平豊間字合磯の各一部の区域

三 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

四 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第五百七十九号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第九項の規定により、いわき都市計画の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項が記載されたいわき市復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 変更がされた都市計画の種類及び名称

1 種類 いわき都市計画道路

2 名称 三・五・一二八号久之浜港線

三・六・一七四号豊間四倉線

三・六・二一〇号小名浜豊間線

三・四・一一一号勿来小浜線

二 新たに都市計画に含まれた土地の区域

いわき市のうち久之浜町久之浜字立、久之浜町久之浜字東三松、久之浜町久之浜字町後、久之浜町久之浜字北町、平沼ノ内字浜街、平薄磯字北ノ作、平薄磯字北街、平薄磯字須賀、平薄磯字中街、平薄磯字南街、平薄磯字小塚、平薄磯字宿崎、平豊間字船附、平豊間字塩屋町、平豊間字八幡町、平豊間字塩場、平豊間字下町、平豊間字兔渡路、平豊間字合磯、岩間町川田、岩間町岩下、岩間町輪山、小浜町台、小浜町渚及び小浜町東ノ作の各一部の区域

三 都市計画から除外された土地の区域

いわき市のうち久之浜町久之浜字立、久之浜町久之浜字東三松、久之浜町久之浜字町後、平沼ノ内字浜街、平薄磯字北ノ作、平薄磯字須賀、平豊間字塩屋町、平豊間字塩場、平豊間字兔渡路、岩間町川田及び岩間町岩下の各一部の区域

四 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

五 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第五百八十号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第四十八条第九項の規定により、広野檜葉都市計画の決定に係る広野檜葉都市計画に定めるべき事項が記載された広野町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の決定がされたものとみなされた。この決定に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 決定がされた都市計画の種類及び名称

1 種類 広野檜葉都市計画緑地

2 名称 一号浅見川防災緑地

二 都市計画を決定した土地の区域

双葉郡広野町のうち大字下浅見川字観音前、大字下浅見川字川原田、大字下浅見川字比屋蔭、大字下浅見川字前川原、大字下浅見川字本町、大字下北迫字宮田、大字下北迫字久保田、大字下北迫字北釜及び大字下北迫字前川原の各一部の区域

三 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

四 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

福島県告示第五百八十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第九項の規定により、広野檜葉都市計画の決定に係る広野檜葉都市計画に定めるべき事項が記載された広野町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の決定がされたものとみなされた。この決定に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 決定がされた都市計画の種類及び名称

1 種類 広野檜葉都市計画道路

2 名称 三・六・一号下浅見川下北迫線

二 都市計画を決定した土地の区域

双葉郡広野町のうち大字下浅見川字観音前、大字下浅見川字川原田、大字下浅見川字比屋蔭、大字下浅見川字前川原、大字下浅見川字本町、大字下北迫字宮田、大字下北迫字久保田、大字下北迫字北釜、大字下北迫字東町及び大字下北迫字大谷地原の各一部の区域

三 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

四 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

福島県告示第五百八十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第九項の規定により、広野檜葉都市計画の決定に係る広野檜葉都市計画に定めるべき事項が記載された広野町復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の決定がされたものとみなされた。この決定に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 決定がされた都市計画の種類及び名称

1 種類 広野檜葉都市計画河川

2 名称 一号浅見川  
二号北迫川

二 都市計画を決定した土地の区域

双葉郡広野町のうち大字下浅見川字前川原、大字下浅見川字比屋蔭、大字下浅見川字川原田、大字下浅見川字坊田、大字下北迫字北釜、大字下北迫字久保田、大字下北迫字前川原及び大字下北迫字腰巻の各一部の区域

三 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

四 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

福島県告示第五百八十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十八条第九項の規定により、いわき都市計画の決定に係るいわき都市計画に定めるべき事項が記載されたいわき市復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の決定がされたものとみなされた。この決定に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 決定がされた都市計画の種類及び名称

1 種類 いわき都市計画河川

2 名称 一号大久川  
二号小久川  
三号諏訪川

二 都市計画を決定した土地の区域

いわき市のうち久之浜町久之浜字立、久之浜町久之浜字東三松、久之浜町久之浜字町後、久之浜町久之浜字立下、久之浜町久之浜字代ノ下、久之浜町久之浜字川田、久之浜町久之浜字後三松、久之浜町久之浜字東町尻、久之浜町久之浜字堀ノ内、久之浜町久之浜字前三松、久之浜町久之浜字新地、平豊間字塩場、平豊間字下町、平豊間字兔渡路及び平豊間字下ノ内の各一部の区域

三 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

四 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

福島県告示第五百八十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第一百三十三条第三項の規定により、鏡石町境土地区画整理組合から県中都市計画事業境土地区画整理事業について換地処分をした旨届出があった。  
平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤 雄 平

（まちづくり推進課）

公 告

公告第三百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月十三日

二 名称

特定非営利活動法人S O R A アニマルシエルト

三 代表者の氏名

二階堂 利枝

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市上野寺字赤沢前四番地の十三

五 定款に記載された目的

この法人は、犬・猫等の動物の救助、保護及び里親探しに関する事業並びに動物福祉に関する啓発及び広報事業を行うことにより、人と動物が幸せに、かつ快適に共生できる町づくりを推進するとともに、生命尊重の情操の滋養を図り、もって不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第三百四十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月三十日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十四年十一月十五日

二 名称

特定非営利活動法人環境修復再生機構

三 代表者の氏名

落合 良二

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市中町四番二十号みんゆうビル二〇一号

五 定款に記載された目的

この法人は、「廃棄物埋立地・場所を環境汚染地として後世に残さない」、「埋立廃棄物の管理と可能な循環的利用を図る」の理念で、環境の保全を促進する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十四号

平成二十四年十二月十六日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十四年十一月三十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

一 被登録資格の決定の基準となる日 平成二十四年十二月三日（年齢については、平成二十四年十二月十六日）

二 登録を行う日 平成二十四年十二月三日

三 縦覧に供する期間 平成二十四年十二月四日午前八時三十分から午後五時まで

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用について平成二十四年十一月二十二日次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成二十四年十一月三十日

福島県収用委員会

会長 笠間 善裕

一 起業者の名称

国土交通大臣

二 事業の種類

一般国道六号改築工事（久之浜バイパス一工区・福島県いわき市久之浜町田之網字北ノ町地内から同市久之浜町久之浜字犬松沢地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目		地積（平方メートル）	実測	収用しようとする土地の面積（平方メートル）
		登記	現況			
福島県	一〇	畑	山林	一一九	一四九・七八	一四九・七八
いわき市	六番					
久之浜町						
久之浜字						

五 類 なし	阿部 吉伸	氏名	四 土地所有者の氏名及び住所	中浜
	福島県いわき市久之浜町久之浜字南町二七番地	住 所		